

令和6年第6回教育委員会会議記録

令和6年5月27日（月）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町いじめ対策委員会委員の委嘱について
日程第 3 議案第2号 八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について
日程第 4 議案第3号 八雲町学校運営協議会委員の任命について
日程第 5 議案第4号 教育財産（教職員住宅）の所管換えについて
日程第 6 議案第5号 教育財産（教職員住宅）の所管換え及び種別替えについて
日程第 7 報告第1号 八雲町立学校職員服務規程の一部改正について
日程第 8 報告第2号 八雲町教育委員会ストレスチェック制度実施要綱の制定について
日程第 9 報告第3号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱の制定について
日程第 10 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委員	福 田 浩 子
委員	石 岡 美 香

◎欠席者

委員	羽 田 圭 吾
委員	神 原 伸 哉

◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	池 田 忠 寛
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	阿 部 任 敏
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子

社会教育課長補佐	若山晋悟
社会教育課文化財係長	大谷茂之
体育課長	伊藤勝
体育課管理係長	菊地步夢
体育課体育係長	桜井則夫
学校給食センター一次長	鈴木ゆかり
熊石教育事務所長	田村春夫

【開会 午前10時23分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和6年第6回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は3名です。定足数の出席を認めます。よって、令和6年第6回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

次の日程に入る前にお諮りします。

本日会議の議案第1号から議案第3号は、人事案件であることから、八雲町教育委員会会議規則第20条第1項の規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議がありませんので、秘密会とします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町いじめ対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第1号八雲町いじめ対策委員会委員の委嘱について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

いじめ対策委員会については、八雲町子どものいじめ防止条例第14条において、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として置くもので、教育委員会の諮問に応じいじめの防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議する委員会であります。委員会の委員は5人以内で組織し、識見を有する人のうちから教育委員会が委嘱すると定められております。

これまで委嘱した委員の任期が満了したことから、この度、議案書記載の4名を委嘱しようとするもので、総合病院精神科医師を除く3名は再任となっております。

なお、委員の任期は、条例第14条第6項の規定により令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

以上、説明いたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○給食センター次長 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書2ページになります。

学校給食センター運営委員会については、八雲町学校給食センター設置条例第4条により給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内の組織とし、委員は学校職員、父母の代表者、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

この度の委嘱は、運営委員を務めていただいていたPTA役員の改選に伴う欠員が生じたため、委員の補充として議案記載の2名を委嘱するものであります。

なお、委嘱日は令和6年4月1日、任期は条例第4条第3項の規定により前任者の残任期間であります令和6年9月30日までとなっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書3ページをお開きください。

学校運営協議会委員については、令和6年4月26日開催の第5回教育委員会会議において、4中学校区合わせて50名の任命について可決いただきましたが、この度、八雲中学校区のPTA及び地域住民から議案書記載のとおり新たに委員2名を任命しようとするものであります。

この度の追加により、八雲中学校区の学校運営協議会委員は15名となり、4中学校区合計で52名となります。

なお、任期は、規則第6条の規定により令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第3号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

ここまで秘密会で行っておりますが、議案第1号から第3号は、それぞれ議決をいただきましたので、それぞれ個人情報を除き議事録を公開することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議がありませんので、そのように決定しました。

秘密会を解きます。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「教育財産(教職員住宅)の所管換えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 議案第4号教育財産教職員住宅の所管換えについてご説明申し上げます。議案書4ページ、5ページです。

本件は、令和5年度からの2か年計画で、平成27年度末で閉校した旧熊石高校公宅についての購入取得を進め、今後は町財産として現在入居中の熊石地域小中学校教職員の住宅に引き続き居住できるよう、住宅環境の充実を図るため取得したものでありますが、次の物件につきましては、地域活性化を目的に町民からの購入希望もあることから、総務課へ所管替えを行い、有効活用を図るものであります。

5ページをご覧ください。所管換えをしようとする施設は、旧熊石高校公宅3戸になりますが、教職員住宅コンクリートブロック造り2階建て、1棟1戸、84.17平方メートル、同じく教職員住宅コンクリートブロック造り平屋建て、1棟1戸、76.88平方メートル、同じく教職員住宅コンクリートブロック造り平屋建て、1棟1戸、72.90平方メートルです。3棟とも令和5年度取得であります。

所管替えを受ける財産管理者は八雲町総務課、所管換え年月日は令和6年6月1日です。

以上、議案第4号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「教育財産（教職員住宅）の所管換え及び種別替えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 議案第5号教育財産教職員住宅の所管換え及び種別替えについて引き続きご説明申し上げます。議案書6ページ、7ページです。

所管換え等の理由であります。先程説明した議案第4号と同様の目的で取得した旧熊石高校公宅について、地域の活性化を目的に熊石地域で計画している関係人口の拡大・創出事業として、移住者向け住宅及びお試し住宅として活用することから、普通財産から行政財産へ種別替えを行い、熊石総合支所地域振興課へ所管替えを行うものであります。

所管換えをしようする施設は、旧熊石高校公宅1戸になりますが、教職員住宅コンクリートブロック造り2階建て、1棟4戸、312.48平方メートルで、令和5年度取得であります。

所管換えを受ける財産管理者は熊石総合支所地域振興課、所管換え年月日は令和6年6月1日です。

以上、議案第5号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 報告第1号

○教育長 日程第7 報告第1号「八雲町立学校職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明します。議案書8ページになります。

この度の改正は、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、新たに子育て部分休暇が追加されたことに伴い、令和6年4月26日開催の第5回教育委員会議で、八雲町立学校管理規則の一部を改正することを可決いただいたことに伴い、八雲町立学校職員服務規程の一部を改正したものです。

子育て部分休暇とは、6歳から12歳の子及び障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する子を養育するため、1日の勤務時間の1部で勤務しないことが相当と認められる場合における休暇のことで、1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる場合の休暇であり、この度新たに設けられた休暇の種類となります。

それでは、改正内容について議案書9ページをご覧ください。

子育て部分休暇が追加されたことに伴い、第13条第2項及び第3項に休暇の請求及び変更に係る手続きについて追加したほか、様式集にそれぞれその様式を追加したもので、その様式は議案書11ページ及び12ページに記載のとおりです。

附則として、この訓令は公布の日から施行し、改正後の八雲町立学校職員の服務規程の

規定は、令和6年4月1日から適用するものです。

以上、説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第8 報告第2号

○教育長 日程第8 報告第2号「八雲町教育委員会ストレスチェック制度実施要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは、説明します。議案書14ページになります。

この度の要綱制定は、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づくストレスチェック制度を実施するにあたり必要な事項を定めたもので、八雲町立学校に勤務する道費負担職員に適用するものです。

労働安全衛生法では、常時使用する労働者に対し医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するため、検査（ストレスチェック）を実施することが事業者に求められており、労働者が50名以上の場合は実施義務、50名未満は当分の間は努力義務とされております。

八雲町立学校では、1校50人を超える職員がいる学校はありませんが、教職員のメンタルを含めた健康管理体制を強化するため、八雲町が委託する産業医より本業務をお引き受けいただける医師を紹介いただけることになり、実施できる体制が整ったことから、本年度から実施することとしたものです。

制度実施要綱は、議案書15ページから19ページになります。概要のみ説明いたします。

第3条で制度の趣旨等を記載しておりますが、第2項をご覧ください。ストレスチェック制度は、教職員自身がストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルスが不調となることを未然に防止する一次予防を目的としており、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とするものではないことを定めております。

同条第5項では、本人が産業医による面接指導を申し出た場合やストレスチェックの結果を教育委員会に提供することに同意した場合は、教育委員会が入手した結果は、本人の健康管理目的のためのみに使用することとしております。

また、18ページの第23条及び第24条で共有の範囲を定めておりますが、面接指導を実施した産業医から提供された面接指導結果報告書兼意見書は、学校教育課のみで保有し、その就業上の措置の内容など業務に必要な情報に限定して、該当する教職員の学校長に提供することとしております。

実際に行うストレスチェックは、八雲町職員同様に厚生労働省のものを使用することとし、夏休み中に更新を予定している教職員の校務用パソコンにアプリを入れ、夏休み以降に実施を見込んでおり、その結果の診断や面談指導は、産業医へ委託することとしております。

具体的な面談等の実施方法は、来月、産業医が来町することから学校授業等に支障が無
いよう、オンライン面談等を含め調整することとしております。

なお附則として、この要綱は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○福田委員 このストレスチェックは、教職員自ら行うということでしょうか。

○学校教育課長 いろいろな質問項目がありまして、その問いに対し、自らがチェックを
入れてもらい、それに基づいて数字でそのストレスの度合いが示されるというようなもの
でございます。

○教育長 パソコンで全員が打ち込むというような方式ですか。

○学校教育課長 パソコンに入力ホームがありますので、選択チェックを入力するだけで
回答できるようなものです。

○福田委員 その結果を見て、自分で判断できるようなものなのでしょうか。

○学校教育課長 現在、八雲町職員も実施しているのですが、紙媒体で結果が渡されます
ので、その結果を見て、自分で不調があるようであれば産業医と面談を希望したり、自分
で改善したりということ判断するような形になっています。

○教育長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第3号

○教育長 日程第9 報告第3号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴
収に関する要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明します。議案書20ページになります。

学校では、休憩時間や体育の時間等に児童生徒が怪我をすることがありますが、学校の
管理下で怪我をした際に、保護者に対し災害共済給付金を支払う制度があり、独立行政法
人日本スポーツ振興センターが担っており、保護者から共済掛金を徴収しています。

また、要保護・準要保護者分は、学校設置者である各教育委員会が一度掛金を納付した
のち返還を受けております。

この度、同センターからの通知で、要保護・準要保護者について共済掛金を徴収しない
ことを明記した根拠をもとに返還手続きを実施する旨通知があり、各教育委員会に要綱制
定を求められたことから本制度を制定したものです。

制定した要綱は、議案書21ページのとおりであり、第3条に、共済掛金の返還に必要
となる根拠となる要保護・準要保護者については、共済掛金を徴収しないことを定めてお
ります。

また、第2条には、これまで掛金徴収の際に保護者宛通知に記載しているのみであった
保護者負担額の年額550円を明文化しております。

返還手続きに係り、同センターから求められた根拠を教育委員会に要綱として定めてお

りますが、共済掛金の徴収事務については全児童生徒分を一度納入し、要保護・準要保護者分の返還を受ける流れは、従前のままとなっております。

なお、附則としてこの要綱は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、説明いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みいたします。

◎日程第10 その他

○教育長 日程第10 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和6年第6回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時23分】